

## 令和5年度富山県最低賃金改正決定に係る公益委員見解

令和5年8月7日

令和5年度富山県最低賃金の改正決定については、本日まで4回にわたり専門部会を開催し、真摯な議論により十分な審議を尽くしてきたところである。

公益委員としては、労使の意見を踏まえつつ、

- (1) 「賃金」について、春季賃上げ状況における賃金上昇率は、連合富山の6月21日付け集計結果で3.52%と高い水準となっている。また、富山県経営者協会による春季賃金改定状況調査では、3.26%となっている。賃金改定状況調査については、第4表①②におけるBランクの賃金上昇率は2.0%であり、昨年度の結果(1.4%)を上回っている。さらに継続労働者に限定した第4表③におけるBランクの賃金上昇率は2.4%となっており、これも昨年の結果(2.0%)を上回った。  
なお、「賃金」にかかる各種統計から確認できる賃金上昇率について、全国平均と比較して特筆すべき大きな差異は認められない。
- (2) 「通常の賃金の支払能力」について、法人企業統計における企業利益(売上高経常利益率)については、令和3年は6.3%、令和4年は6.6%、令和5年1月から3月期は6.3%と安定している。製造業では、令和3年は8.6%、令和4年は8.7%、令和5年1月から3月期は7.0%と非製造業と比較して利益率は高い。富山県は、人口1万人あたりの製造業の事業所数が25.1事業所(全国平均14.1事業所)と全国3位、従業者数が1,192人(全国平均595人)と全国1位であり、富山県は製造業が盛んな「ものづくり県」である。  
よって、富山県における「通常の賃金の支払能力」は全国の中で高いものと評価できる。また、企業物価指数は今年4月の120.0をピークに減少傾向であるが、今年6月で119.0であり、まだ消費者物価指数を上回っている状況である。  
なお、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保するためにも重要性が増している価格転嫁は、全国的にいまだ不十分な状況にある。原材料コストと比べ、エネルギーコストや労務費コストの転嫁が進んでいない状況が認められる。
- (3) 「労働者の生計費」について、消費者物価指数を確認すると、昨年の改定後の最低賃金が発効した令和4年10月は富山市103.6、全国103.7とおおむね同じであったが、令和5年6月には富山市106.0、全国105.2と富山市の消費者物価指数が全国値を上回っている。くわえて、価格転嫁が進んだ場合には、さらに消費者物価の上昇がありうる。消費者物価の上昇が続く中では、最低賃金近傍の労働者の生活は苦しくなっていくと考えられる。
- (4) 最低賃金額を目安どおり40円引き上げた場合、最低賃金に関する基礎調査の結果に基づく影響率は17.1%となる。令和4年に31円引き上げた際の影響率は14.9%であったが本年の未満率は2.6%、令和3年に28円引き上げた際の影響率は13.5%であったが令和4年の未満率は2.0%であり、事業者等の努力により最低賃金引上げにかかる影響は翌年

にはおおむね解消されていると認められる。なお、影響率が高いということは、最低賃金改定によって賃金が引き上げられる労働者数が多いということであり、経済的に否定的な要素だけでない。

- (5) 令和5年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は富山県を含むBランクにおいて40円とされたところである。この目安は全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであるとされているところ、前述の(1)から(4)に記載のとおり、全国及び富山県の実態をふまえると、目安以外の引上げ額とすべき特段の要素は認められない。
- (6) 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については全国的に労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、政府において、「生産性向上等への支援への一層の強化」「賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇」「ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化」「価格転嫁対策にかかる取組の一層の強化」「税制を含めた更なる施策」が期待できる。

等の要素を総合的に検討した結果、富山県最低賃金については、現行最低賃金額を40円引き上げ、時間額948円とすることが適当であるとの結論に達したものである。